

# 大野城市保育士転入助成事業補助金交付要綱

令和2年3月30日

要綱第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士の安定的な確保を図ることを目的とし、県外から大野城市に転入し保育所等に就職する者を対象に、転入の際の経費に対する補助金の交付に関し、大野城市補助金交付規則（昭和59年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 市内に所在する次に掲げる施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（大野城市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第23号）第2条に規定する保育所を除く。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設

(2) 正規の保育士 保育所等に勤務する保育士のうち雇用期間の定めがないものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱における補助対象者は、県外から大野城市に転入する者のうち次の各号に該当するものをいう。

(1) 保育所等に正規の保育士として就職する者

(2) 2年以上の期間、保育所等に勤務することを誓約する者

2 前項の規定にかかわらず、大野城市立保育所の設置及び管理に関する条例第2条に規定する保育所に就職する保育士については、補助対象者としなない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 引越作業の委託料
  - (2) 引越作業のための機材の賃借料
  - (3) 賃貸住宅借上げに伴う仲介手数料及び礼金
  - (4) その他市長が必要と認める費用
- （補助金の額）

第5条 補助金の額は、対象経費の合計額（当該額が25万円を超える場合にあっては、25万円）とする。

2 前項の規定にかかわらず、2人以上の世帯で転入するときは、対象経費の合計額を18歳以上の転入者の数で除した額（当該額が25万円を超える場合にあっては、25万円）を補助金の額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「補助申請者」という。）は、大野城市保育士転入助成事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 保育所等への採用がわかる証明書等の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 対象経費の計算書（様式第3号）
- (4) 対象経費の見積書等の写し

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定し、その決定の内容を大野城市保育士転入助成事業補助金交付可否決定通知書（様式第4号）により、補助申請者に通知するものとする。

（申請の変更等）

第8条 補助申請者は、申請書の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は第6条の規定による申請を取り下げようとするときは、速やかに大野城市保育士転入助成事業補助金変更等承認申請書（様式第5号。以下「変更承認申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査の上、速やかに変更の承認の可否を決定し、大野城市保育士転入助成事業補助金変更等承認可

否決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更等を承認するときは、当該申請者に対する前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。

（実績報告）

第9条 補助申請者は、大野城市への転入が完了したときは、大野城市保育士転入助成事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、交付決定を受けた年度の末日までに市長に報告しなければならない。

- （1） 大野城市への転入後の住民票の写し又は前住所地における公共料金の領収書等の写し
- （2） 対象経費の計算書（様式第8号）
- （3） 対象経費の領収書等の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大野城市保育士転入助成事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 補助申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、大野城市保育士転入助成事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消）

第12条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- （2） 第9条に規定する期日までに実績報告をしないとき。

2 前項第1号の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第13条 補助申請者は、保育所等における正規の保育士の職を2年未満で辞したときは、交付を受けた補助金の全額を返還するものとする。

(書類の保存)

第14条 補助申請者は、交付を受けた補助金に係る書類を整備し、当該補助金の交付を受けた年度の終了後2年間保存しなければならない。

2 補助申請者は、市長から前項の書類の提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に保育所等に就職する正規の保育士について適用する。